

質疑におおは、第三号第一号、第二号の業務の關係について発言が集中し、あらゆる角度から慎重に審査をしたわけがあります。では、その審議の概要を申し上げます。

まず第三号第一号については「福生市民の健康に關すること」ということであれ、これは福生市民のみ關係するに止ると思ふべきであらう。又、同じく第二号については「予防接種その他疾病の予防に關すること」ということで、市民といふことであつたわけであらう。この場合、管外の住民も対象となるものとしての質疑がありました。

これにおおは、理事者から、健康に關することを予防接種よりも大きくウェイトを置くと認めておられ、第一号に「市民の健康に關すること」を掲げておられる。この「市民の健康に關すること」については、休日診療が入つた場合、福生市民のおもひで、このほかにも認めても成り立つべきであらう。これは東京都と医師会との協議によることになつてゐる。管外も対象にできると思ふ。しかし、第二号の予防接種等については福生市民だけに限られるとの答弁があり、さらに委員から、第二号の「予防接種等」は第一号の「健康に關すること」に包含すべきではないか、項目を第一号、第二号と切らずに第三号として「センターは市民の健康に關する業務を行う」というように

すれば福生市民の健康に關するものと思ふべきであらう。この意見が述べられました後休總に入り、その後會議を再開いたしましたところ、すでに議員の皆さんのお手元に御送付されております審査報告書の別紙にありますように修正動議が委員から委員長に提出されました。内容といたしましては、第三号第一号中「市民の健康に關すること」とあるのを「健康に關すること」と修正した、というもので、委員会としてはこの修正動議を認めたところ、全員異議なく修正動議どおり決定いたしました。そこで、さらに修正部分を除く部分について質疑を続行いたしましたところ、委員から夜間診療の進捗状況について質疑があり、これに対し、理事者から夜間診療に医師会にすでに申し入れをしてゐるが、必ずしも問題がある。市側としては極力夜間診療をお願いしたい、希望を持ってゐるが、まだ医師会から回答がない。市側としては医師会側で実施するとなれば、いつでも受け入れられる態勢をとつてゐるとの答弁がありました。後、修正部分を除く原案につき諮ったところ、全員異議なく、よつて本案は修正可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく当委員会の決定どおりに御賛同賜りますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長(岩田博君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

○議長(岩田博君)

以上で質疑を終わります。

○六番(杉尾栄次君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十二号については、討論を省略し、委員
会報告により修正可決されることを望みます。

(「賛成」と叫ぶ者あり)

○議長(岩田博君)

お諮りいたします。

ただいま、岩田博君から、本日は委員会審査報告により修正可決された、この
動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

○議長(岩田博君)

御異議なしと認めます。

すなわち、議案第九十二号は委員会審
査報告のとおり修正可決されました。

○議長(岩田博君)

日程第八議案第九十三号昭和五十三年度福生市一般会計補
正予算(第二号)を議題といたします。

本案については総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託し、あります
ので、各委員長から報告をお願いします。まず総務委員長森田治男君。

(総務委員長 森田治男君登壇)

○総務委員長(森田治男君) 御指名でございますので、ただいま議題となりました議
案第九十三号の当委員会所管分につきまして審査内容と結果と御報告申し上げます。

この報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たっては歳入と第二表債務負担行為と歳出に分けて慎重に審
査を進めました。以下、審査における主な質疑と答弁を申し上げます。

まず歳入と第二表債務負担行為については、委員から、今後の財源見通し並
びに財政需要の見通しについて、今補正で繰越金バ計上されたが、その内容について、
又、消防委託におき、今後市の財政負担が、さらに九月補正時点で基金に

繰り入れすること財政的に明らゝ見通しがあるから等の質疑がありました。

これに対して理事者からは、財源見通しについては市税は法人分の四千五百円、四
千五百円、固定資産税の五百円、その他たばこ消費税等を含めての六千万
円、特別交付税が一億円、九千万円、都支出金で三千万円、収益事業
で一千万円、二千五百円程度等、三億円くらいは見込めろと思う。財政需要の見通
しについては、給与改定分六千万円、物件費等で三千万円、建設関係で一億円程
度、それに八小建設用の積立金等が見込まれ、最終予算額は八十二億円程度に
なると思われろ。又、繰越金の内容については、歳入において税収関係で二千三百万円、
交付税関係で一千三百万円、都補助金関係で四千七百万円、収益事業で三千三百
万円程度、予算に対しての収入増分の主である、歳出では土木費関係で二千
五十四万円、教育費関係で二千八百万円、その他備費三千五百万円程度等、予算に對す
る未執行のもの、歳入の収入増と歳出の未執行分を合わせて二億五千三百余万
円となったものがある。又、消防委託してゐる市、町などは東京都にどうであらうと
絶対に財政負担して、ことごとく申し合はせてゐる。基金の繰り入れは、思ったより税の
伸び、又地方交付税の伸びがあったことから大丈夫との見通しがついたため、修正したもの

である等の答弁があり、歳入に対する質疑を終わりました。

続いて歳出においては、テニスコートを何箇所か改修するようだが、この設計委託料
は計上されてゐない理由は何。学習等供用施設の用地買収費九百九十九万五千円の
減は何。田園野球上の駐車場の考え方。片用車の台数と管理の方法、さらに片
用車の集中管理についてどう考へる。幼稚園就園奨励費補助金の大幅増の理
由と他市の状況について、さらに、公債費の繰り上げ償還は九〇の年率を超えろものか、
九月、修正の繰り上げ償還は今後の財政需要等を盛り込んで余剰があるものと見られ、
から返すものか。以前繰り上げ償還を行くと財政的に余裕があるものと見られ、
起債や補助金獲得に障害になるものか等の答弁がなされてゐるが、その点との考え方につ
いて等の質疑がございまして。

これに対して、理事者からは、テニスコートは公式試合に使用できるものでもあり、
設計は都市計画課内の技術職員に任じろものであつた設計委託料は計上しな
かつた。学習等供用施設の用地費の減は、土地鑑定の結果契約が安く成立した
ためである。田園野球場の駐車場の件は、球場の周囲に駐車禁止であり、使用
許可の段階で指導してゐる。なお、駐車場設置については担当課と協議中であ

る。片用車は消防自動車からシヨベルローダーまで含め五十台ある。この車の管理については現在各部、課で管理している。集中管理については問題点もあるが検討したいと思う。幼稚園、就園奨励費補助金は国の基準アップ等によるものであり、各市とも同様である。公債費の繰り上げ償還は、財政基盤の確立の第一と考え、財政需要との観点から検討したもので、必要のものまで削減してまで返すものでない。それから起債や補助金との関係は、以前はそういう風に厳しい面があったのでないかと思われ、現在では景気浮揚策等も打ち出されて国の考え方も変わっており、財政に大きな影響を及ぼし、限り返済措置をとって、いかにとの答弁がありました。

引き続き、委員から、財政的な格差がある中で繰り上げ償還をすると言った、これは財政的、需要の面でわけが、まして年度終了まで半年を残り、現在、繰り上げ償還は得ない、反対する、という意見、これに対して、本予算に対する反対意見、これは公債費の問題にある、これは、繰り上げ償還は適正なものと考え、本案に賛成するものであるとの意見が出された後、当委員会所管分について、起立採決いたしましたところ、賛成多数、原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

以上です。

○議長（岩田博君）

次に建設委員長 高波 忠君 登壇。

（建設委員長 高波 忠君 登壇）

○建設委員長（高波 忠君） 御指名でございますので、本案について当委員会所管分の審査の内容を簡単に御報告申し上げます。

（議事審査報告書目） 別添参照

当委員会に付託されました部分は、市民部関係の統計調査費、商工費、建設部の上乗費関係であります。

担当部長より詳細なる説明を受けた後質疑に入りました。都市計画費、における緑のマスタープラン策定調査について発言があり、この問題は昭和四十六年に建設大臣の諮問機関から、都市における緑の保全整備について中間答申がされたことに基き、緑に関する現況調査の通達が出されたもので、今回は調査だけであり保全面まで打ち出されて、ないので、これによって規制されることではない。又、東京都における日影条例に関して発言があった後、当委員会所管分について、お諮りいたしましたところ、全員一致で原案を可決すべきものと決定した次第でございます。

以上で当委員会所管分の審査報告にあらせていただきます。

○議長(岩田博君) 次に厚生委員長 宮沢良一君。

(厚生委員長 宮沢良一君登壇)

○厚生委員長(宮沢良一君) 本業に対する厚生委員会所管分の審査報告をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本業審査に当たっては当厚生委員会所管分の歳出において福祉部関係と市民部関係に合せておられ説明を受けた後質疑を行いました。

各部ごとの質疑の概要を申し上げますと、まず福祉部関係におきましては、委員から、児童手当、育成手当、身体障害者福祉手当等の予算が変更例、改正分を上回っている。特にその中でも身体障害者について、それほど対象者がふえたという原因は何ほどの質疑があり、これに対して理事者から当初予算の見積もりが低かったということに尽きるわけであり、今後このようにおき、おきにつけて、おきのおきがあり、さらに関連して、委員から、見積もりが誤ったからというて、おきのおきと国や部が補正してくれらるものかとの質疑が出、これに対して、理

事者からは国や部からよけいに来ることもあろうし、又不足するところもあるが、不足する場合にその旨連絡をするとすぐに予算をよこすことになっているとの答弁がありました。

続いて市民部関係であります。委員から一人暮らしの老人は当市に六十八人いるというが、非常用ベルの設置数寸どのくらいか、住民情報用保管庫を二台購入するところか、その内容について、又、一号補正で保健相談センター建設費で本体工事分を五百五十万円減額としている。それならば当然管理委託料等の減額補正がこの二号補正で出されなければならぬと思うが、どうか。又、十一月から充足する健康センター修繕料が含まれている理由は何か。健康センターの開所式を医師会で行くように聞いていたが、これに対しては貴負担とするのか。以上のようは質疑が行われました。

これに対して、理事者から非常用ベルは現在八十歳以上の一人暮らしの老人が四人いるのでそこへ設置する。以前にも十二台設置したことが、その後搬出等があったりして家主から取り外し要求が出て外したこともあり、この非常用ベルは消耗品と考えている。住民情報用保管庫は住民基本台帳と他に住民情報のデータカー

ドを入れた物を保管するもので従来使っているバインダーが古いのは十五年も使用しており、内部のケース破損もあることからこの機会に保管庫を入れかえ、あわせてよりスリーズに事務がはかまるようにするものである。管理委託料は工事費の〇・〇・八七五の率で組まれており当然減額すべきものであるが、今補正二号に計上してはつたのは、全体に額が少つたため減額補正をしなかつたものである。これについては執行残の形にいくものである。今後付の点も考え予算編成をしていきたと思ふ。健康センターの修繕費はガラスの破損等を予想して計上している。健康センター開所式には費負担はしつち針である。

このようであるが、さらに委員から、健康センターの開所式について医師会との関係をよく検討された、との意見が出された後、採決いたしましたところ、本議案については全員一致をもって原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

以上で委員長の報告といたします。

○議長(岩田博君)

以上で各委員長の審査報告は終わりました。これより各委員長の報告にたいする質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君)

以上で質疑は終わります。

この際討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対、若から発言を願います。二番松山清君。

(二番松山清君登壇)

○二番(松山清君)

議長第九十三号昭和五十三年度福生中一般会計補正予算

(第二号)について反対、討論をさせていただきます。

当補正予算におうけ、メの歳出における議会費から教育費にまわつた部分におうけ各種施設の改修や改良工事費、又各種手当等の増額分、下水道事業会計への繰出金などが主なものであります。私としてはこういう部分について反対するものではありません。しかし、公債費におうけ理事長若の説明において財源が不足したと、後年度の負担を軽くするといふような理由で、四十九年度に借りた起債を一億七千六百万もの多額の金額を一般財源を使用して繰り上げ償還しようとする措置をしており、私はこれとて、認めるところでありません。私は繰り

議八十九
議九十
議九十二
議九十三
反対討論
(森田)
陳七
第三定
議案の訂正
議案の訂正

上げ償還を一般的に言つて賛成して、さう考へて持つておられますが、しかし、今回の場合は、まだ五十三年度も六ヶ月残っております。財政担当若くは補正予算編成時点においては償還に七ヶ月以上を残してゐるわけであり、現在のインフレと不況の中で市民生活が大きく圧迫されてゐる中で、石川市長が真剣に市民生活を考へるならば、この一般財源を市民のために有効に使うことは十分できたことは明らかでありますし、そのかわりに市職員、市職員の知恵を十分くみ尽くすこともできたはずであります。しかし、現実には一番安易な方法をとり、市民にとって一番冷たい措置をとりました。

政府においては、五十三年度も引き続き地方財政、政政、政政において多額の財源不足を来すといふこと、私たちが見るならばきつめて不十分ではあるが一定の地方財政対策を行つた。しかし、その結果が、福生市にあれば地方交付税等、必ず多少ふえたといふことをもつて市民に還元するどころか起債の繰り上げ償還に回してしまふといふのは、政府の不十分、地方財政、政政、政政、さうも当然市においては市民に生かされたい結果に終わつてしまふものであります。

又、委員会質疑の四で、低利の起債に借りかへてきるといふことが明記されてゐるにもかかわらず、これを何うやらいふと、いふと、いふとも明らかになり

ました。これを見るならば今回の繰り上げ償還一億七千六百万円を私にどうして認めることはできません。

以上のようなことを指摘いたしまして、簡単ではありますが、私の反対討論といたします。

○議長(岩田 博君) 次に、賛成者五番森田治男君。

(五番 森田治男君登壇)

○五番(森田治男君) 私は本補正予算案に対して賛成の討論を行います。

今回は地方交付税や繰越金等四億九千六百万円余りの補正で、この財源をもつて十一月オープン予定の健康センターに対する維持管理費や小中学校の管理運営費、あるいは東部地区子供の建設等、市民にとつても待ち望まれてゐる内容のものも多くあり、特に今回の補正の特色として、公債費の一億七千万円余りの補正で、反対者は盛んに問題としてゐるようですが、一般家庭生活においとも多少の余裕があれば借金を少くするのが通常であり、高率の地方債返還は将来の財政運営等を考へあわせれば至極妥当な方法であり、この返済によつて得られる約二千三百万円余りの財源を一般市民に還元することを考へれば、まさに賢明

議九十七
陳四
陳五
陳七
賛成討論
(森田)
議九十四
議九十五
議九十六

「策」であると思ひます。

反対者は行政需要を満たしてから返済すべきと、うろ覚えの方のようです。反対者は言う財政需要とは、権利ばかり主張する一部住民のエゴの上に立脚した需要ではないかと察知いたすものであります。反対者の言う需要とは、恐らく自分の手は汚さず、汗水流すことばいやで、それは行政の仕事だ何と何でもかんでも行政におんぶしたがる人間らしく、ものの見方の上に立つた行政需要ではないでしようか。

ますます複雑多岐にわたるであろう市民要求と、市民みずからすべきものと、行政すべきものの区別を、議会がある種のち何づけをすることにより、公平な人間らしい市づくりができるものと私は確信いたしております。いたずらに「理屈をつけて反対するばかりでなく、たまには大所高所から判断してみようか」でしようか。

反対、討論に一言添えて、議案第九十三号の賛成討論といたします。(拍手)
○議長(岩田博君) 以上で討論は終わります。

これより起立によつて採決いたします。

本日は各委員会報告とあり決することにより賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(岩田博君) 起立多数と認めます。よつて議案第九十三号は各委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(岩田博君) 日程第九議案第九十四号昭和五十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案によつて厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 宮沢良一君登壇)

○厚生委員長(宮沢良一君) 御指名でありますので、本案に対する審査報告をさしていただきます。

(議長審査報告書) 別添参照

本提案審査に当たつては理事者から歳入歳出全般の説明を受けました。特に今回の補正の主たるものとしては、五十二年度の国民健康保険特別会計の決算見通しに基づいたことから、繰越金が五千九百二十一万三千円補正され、総額では八千四百二十一万三千円の繰越金とつたことである。このように多額の繰越金が出たのは、五十二

年十月に医療費改定を行うことを考慮して五十二年度予算を組んだが、実際には五十二年二月に医療費改定が行われたことが原因である。なお、医療費改定は平均九・六％アップとなつてゐると、説明がありました。後、質疑に入りました。

よろしく当委員会の決定どおり御賛同賜りますようお願いを申し上げて審査報告といたします。

(「異議ナレ」と呼ぶ者あり)

○六番(村尾栄次君)
この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第九十四号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ音あり)

○議長(岩田博君)
お諮りいたします。

ただいま村尾中次君から、本案件は委員会審査報告どおり可決された、この日の動議は提出されましては、本動議のとおり決することにより御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君)
御異議ナシと認めます。
よつて議案第九十四号は委員会

審査報告のとおり可決されました。

○議長(岩田博君) 日程第十議案第九十五号昭和五十三年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので委員長から報告を願います。

(建設委員長 高波忠君登壇)

○建設委員長(高波忠君) 御指名でございますので、議案第九十五号につきまして審査の内容を報告させていただきます。

(議長、審査報告書) 別添参照

今回の補正は歳入において、加美平地区事業のうち羽村町分四・五ヘクタールの下水道工事に対する分担金として四百二十六万円と、前年度からの繰越金と合わせ一千九百六十一万五千円。歳出では終局間、近、加美平地区の事業に対する新都市建設公社への委託料一千七百万円と、補償料の二百万円等でありまして、当委員会といたしましては全額異議なく原案を可決すべきものと決定した次第であります。

以上で本案についての審査報告にさせていただきます。

○議長(岩田博君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議ナレ」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 以上で質疑は終わります。

○六番(村尾栄次君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十五号については、討論を省略し、委員会審査報告どおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) お諮りいたします。

ただいま村尾栄次君から、本案は委員会審査報告どおり可決された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議ナレ」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田博君) 御異議ナレと認めます。よって議案第九十五号は委員会

審査報告のとおり可決されました。